長野市介護保険フレッシュ情報

Ｖｏｌ．６５１

介護保険課

長野市ホームページでもご覧いただけます。
長野市トップページ＞ＭＥＮＵ＞健康・医療・福祉＞
高齢者福祉・介護＞介護保険＞長野市介護保険フレッシュ情報

フレッシュ情報　検索

この情報は、介護保険に関する長野市からのお知らせ・お願いなどを掲載しています。

※【別紙】につきましては、長野市ホームページからご覧ください。

もくじ

- 介護保険事業者の指定について
- 長野市介護サービス事業者向けセミナー第２回「職員向け 施設で取り組む虐待防止対策」について
- 介護事業所医療対応力向上研修会配信開始について
- 外国人介護人材及び受入施設等職員を対象にした無料研修のお知らせ
- 【ご存知ですか】利用者負担額の軽減制度について
- 【リマインド】長野市介護保険フレッシュ情報の配信について
- 介護保険最新情報について
- 施設介護支援専門員研修開催案内【別紙３】

介護保険事業者の指定について

新たに指定された介護保険事業者のうち、長野市を営業地域とする事業者についてお知らせします。

令和８年11月１日付け指定分

□訪問介護

介護保険事業者番号	2070108127		
事業所名称	医心館　訪問介護ステーション　長野		
事業所所在地	長野市大字稲葉 916番地１		
事業所電話番号	026-274-5026	事業所 FAX 番号	026-274-5027
開設者の名称	株式会社アンビス西日本	営 業 日	月～金
営業時間	8：30～17：30	訪問介護員数	19人
通常の事業実施地域	長野市		

□第１号訪問事業（介護予防訪問介護相当サービス）

介護保険事業者番号	2070108127		
事業所名称	医心館　訪問介護ステーション　長野		
事業所所在地	長野市大字稲葉 916番地１		
事業所電話番号	026-274-5026	事業所 FAX 番号	026-274-5027
開設者の名称	株式会社アンビス西日本	営 業 日	月～金
営業時間	8：30～17：30	訪問介護員数	19 人

□訪問看護・介護予防訪問看護

介護保険事業者番号	2060190721		
事業所名称	医心館　訪問看護ステーション　長野		
事業所所在地	長野市大字稲葉 916番地１		
事業所電話番号	026-274-5026	事業所 FAX 番号	026-274-5027
開設者の名称	株式会社アンビス西日本	営 業 日	月～金
営業時間	8：30～17：30	看 護 員 数	17 人
通常の事業実施地域	長野市		

問い合わせ先：高齢者活躍支援課介護施設担当
ＴＥＬ：０２６－２２４－５０９４

長野市介護サービス事業者向けセミナー第２回「職員向け 施設で取り組む虐待防止対策」について

表題の件について、令和８年11月19日（木）に介護サービス事業所向けのセミナーを開催します。受講希望の施設等におかれましては、令和８年11月12日（木）までにお申し込みください。詳細は【別紙１】を参照してください。

また、今年度のセミナー日程は以下のとおりになります。

11月19日（木）13：30～15：30　職員向け 施設で取り組む虐待防止対策
12月23日（水）13：30～15：30　ＢＣＰ見直しのポイント（感染症編）
１月20日（水）13：30～15：30　事故をめぐる家族トラブル防止対策
２月25日（木）13：30～14：30　介護事業者におけるサイバーリスク（仮）

いずれもオンライン開催です。
各研修内容の詳細は、順次ご案内します。

問い合わせ先：高齢者活躍支援課介護施設担当
ＴＥＬ：０２６－２２４－５０９４

介護事業所医療対応力向上研修会 配信開始について

令和８年10月２日（金）、介護老人福祉施設や介護老人保健施設、訪問看護ステーション、介護医療院等に勤務する介護・看護職の皆様を対象とした下記研修会が開催されました。

この度、当日の講演内容について、長野県医師会 YouTube チャンネルにて配信が開始されましたので、お知らせいたします。

【令和８年度　介護事業所医療対応力向上研修会（地域医療介護総合確保基金活用事業）】
１　内容：「認知症の理解と対応について」
　　講師：岡谷市民病院名誉院長　天野直二　先生
２　掲載先：「長野県医師会 YouTube チャンネル」　https://youtu.be/fDP5eE4piEs
３　配信期間：令和８年10月21日～令和９年３月31日まで
４　実施団体：一般社団法人長野県医師会

問い合わせ先：長野県健康福祉部介護支援課介護人材係
ＴＥＬ：０２６－２３５－７１２９

外国人介護人材及び受入施設等職員を対象にした無料研修のお知らせ

長野県では、外国人介護人材が介護現場において円滑に就労・定着できるようにするため、外国人介護人材を対象とした研修 及び 受入施設等職員を対象にした研修を実施しています。この度、以下の研修の開催が決定しましたのでお知らせします。

（県ＨＰ：https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/jinzai/gaikokuzinn.html）

研修は無料で参加できますのでぜひご参加ください。

※詳細は【別紙２】をご参照ください。

※申込及びお問合せは各実施団体までご連絡願います。

【外国人介護職員 介護技能研修会】

○内容

日々の業務に必要な介護知識・技術と現場で必要な基礎的な日本語を学ぶ、外国人介護職員のための研修です。

○研修対象者

県内で就労する、介護職種の技能実習生または介護分野における１号特定技能外国人

○会場　　信州介護福祉専門学校　　住所：塩尻市大門三番町4番24号

＜実施団体＞

信州介護福祉専門学校　　電話：0263-87-0015

【外国人介護職員を介護福祉士合格へ導く仕組化セミナー（オンライン）】

○内容

豊富な研修実績やデータをもとに、外国人職員の介護福祉士合格へ導くための効果的な「学習の仕組み」を学びます。

○研修対象者

長野県内の介護サービス事業者

【外国人介護職員指導者研修（オンライン）】

○内容

外国人職員に「伝わる・身につく」教え方を学びます。

○受講対象者

長野県内の介護サービス事業者

【外国人介護職員スキルアップ研修（オンライン）】

○内容

介護について学ぶとともに、コミュニケーション力の向上を図るための研修です。

○受講対象者

県内で就労する、介護職種の技能実習生または介護分野における１号特定技能外国人

＜実施団体＞

三幸福祉カレッジ名古屋校　長野事務局　　電話：026-267-5506

【ご存知ですか】利用者負担額の軽減制度について

1　社会福祉法人等による利用者負担軽減事業及び利用者負担援護事業について

低所得者のうち、特に生計を維持することが困難な人が介護保険のサービスを利用した場合に、利用者の負担を軽減するものです。概要及び申請方法は次のとおりです。

	社会福祉法人等利用者負担軽減事業	利用者負担援護事業
対象者	市町村民税世帯非課税で、以下①～⑤の要件を全て満たす人及び生活保護受給者 ①年間収入が単身世帯で 150 万円以下の人 ただし、世帯員が 1 人増えるごとに 50 万円を加算した額以下 ②預貯金等が単身世帯で 350 万円以下の人 ただし、世帯員が 1 人増えるごとに 100 万円を加算した額以下 ③日常生活に供する資産以外に活用可能な資産がない。 ④負担能力のある親族等に扶養されていない。 ⑤介護保険料を滞納していない。	「社会福祉法人等利用者負担軽減事業」（左欄）を利用してもなお生計の維持が困難な人で、以下①または②のいずれかの要件を満たす人 ①市町村民税世帯非課税で老齢福祉年金を受給している人 ②収入・資産等の状況を考えて、利用料を減額しなければ生活保護法の「要保護者」になると認められる人 ＊生活保護受給世帯を除く
対象サービス	**社会福祉法人**及び**広域連合**が提供する次のサービス 訪問介護、通所介護、短期入所生活介護*、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護*、複合型サービス、介護老人福祉施設サービス*、介護予防短期入所生活介護*、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防訪問介護相当サービス、介護予防通所介護相当サービス ＊の付くサービスに係る食費及び居住費（滞在費）については、介護保険制度における特定入所者介護（予防）サービス費（負担限度額）が支給されている場合に限り対象となります。 ※この利用者負担軽減は、すべての社会福祉法人が行っているわけではありませんので、軽減を行っているかどうかは、サービス提供事業者にお問い合わせください。	全ての在宅サービス・施設サービス

軽減方法	介護サービスを利用する際に「軽減対象確認証」をサービス提供事業者に提示してください。 軽減が適用された金額が、サービス提供事業者から利用者に請求されます。	利用料の領収書及び明細書を添えて「援護金請求書」を提出してください。 ただし、援護金の支給は、利用月の４か月後となります。
軽減額（率）	対象サービスにおける利用料（１割負担分）及び食費・居住費（滞在費）に係る利用者負担の１/４ ※老齢福祉年金受給者は１/２ ※日常生活費等実費負担分等を除く。 ※生活保護受給者は、ユニット型個室の居住費のみ全額軽減対象	１か月の利用者負担（1割負担分）総額のうち、3,000円を超えた額 ※住宅改修費、福祉用具購入費、食費、居住費（滞在費）、日常生活費等実費負担分を除く
申請方法	下欄の書類を、市役所介護保険課（第二庁舎１階）窓口もしくは支所に提出または介護保険課給付担当宛てに郵送してください。 ※申請受付後、結果が出るまで１か月程度かかります。対象認定期間は、申請月の初日にさかのぼります。	
提出書類	①申請書 ②家計状況申出書 ③同意書（世帯及び生計を一にする者全員の氏名）（申請書の裏面にあります） ④世帯全員及び生計を一にする者の預金通帳又はその写し（最近１年間以上の収入、支出が記載されているもの。複数の口座がある場合は全て） ⑤年金振込み通知書等（受給年金の種類・金額がわかるもの）又はその写し ⑥健康保険被保険者証又はその写し（国民健康保険、後期高齢者医療保険の方は不要） ※長野市役所介護保険課のホームページに①②③の様式を掲載しています。	

２　特別地域加算に係る訪問介護等利用者負担減額事業について

特別地域（戸隠・鬼無里・大岡の各地区）に所在する事業所（出張所）が行う事業で、特別地域加算（サービス費用の15%）が算定されるサービスのうち、下記の対象サービスを利用する場合、利用者の自己負担額が10%から９%に減額されます。（結果として特別地域加算分がほぼ解消されることになります。）

対象者	市民税本人非課税の方 ただし、次の①、②の方は対象にはなりません。 ① 生活保護受給世帯の方 ② 「１　社会福祉法人等による利用者負担軽減」の認定を受けている方
対象サービス	戸隠・鬼無里・大岡の各地区に所在する事業所が提供する次のサービス 訪問介護サービス、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防小規模多機能型居宅介護又は第１号訪問事業のうち介護予防訪問介護相当サービス
軽減率	利用者の自己負担が10%から９%になります。
申請方法	下欄の書類を、市役所介護保険課（第二庁舎１階）もしくは支所に提出または介護保険課給付担当宛てに郵送してください。
提出書類	①申請書 ②同意書（申請書の裏面にあります） ※長野市役所介護保険課のホームページに①②の様式を掲載しています。

3　利用者負担額の減免について

災害等により被害を受けるなど特別な事情がある場合に、利用者負担額の減免が受けられる場合があります。

対象者の要件	①世帯員全員の前年の合計所得金額の合算額が 1,000 万円以下であること ②主たる生計維持者の当該年の合計所得金額の見込額が、前年の合計所得金額と比べ、10 分の３以上の減少であること ※保険金や損害賠償金等により補填される金額を含めたうえで判定を行います。 ③生活保護の被保護者でないこと
特別な事情	①被保険者または主たる生計維持者が、災害により住宅などが著しい被害を受けた場合 ②主たる生計維持者が、死亡や心身障害や長期間の入院により収入が著しく減少した場合 ③主たる生計維持者の収入が、失業等により著しく減少した場合 ④主たる生計維持者の収入が、干ばつ等による農作物の不作などで著しく減少した場合
減免率	１～３割の利用者負担額が最高で０％まで減免 ※前年の合計所得金額や、住宅等の損害又は合計所得の減少の割合による
申請方法	市役所介護保険課（第二庁舎１階）へご相談ください。
提出書類	①申請書 ②収入状況申出書 ③収入・課税状況の調査に関する同意書 ④災害など特別な事情を証する書類 ⑤保険金、損害賠償金等の金額がわかるもの ※長野市役所介護保険課のホームページに①②③の様式を掲載しています。

問い合わせ先：介護保険課　給付担当
ＴＥＬ：０２６－２２４－７８７１

【リマインド】長野市介護保険フレッシュ情報の配信について

お世話になっております。
新たにフレッシュ情報のメール配信を希望する方は、下記 URL より照会票をダウンロードし、必要事項を入力したうえで介護保険課メールアドレス(kaigo-2@city.nagano.lg.jp)に送信してください。
次回の配信分より送付先に追加いたします。

https://www.city.nagano.nagano.jp/documents/23778/adress.xlsx

問い合わせ先：介護保険課　松橋
ＴＥＬ：０２６－２２４－７８７１

介護保険最新情報について

厚生労働省老健局から以下のとおり介護保険最新情報が出ております。
厚生労働省等のホームページで確認の上、ご対応をお願いします。

【介護保険最新情報 Vol.1547】
特定福祉用具販売・住宅改修の給付分析に向けた介護保険システム標準仕様書の改定に関する検討について（ご連絡）

【介護保険最新情報 Vol.1548】
介護現場において事故が発生した際の報告について

【介護保険最新情報 Vol.1549】
「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」の一部改正について

【介護保険最新情報 Vol.1550】
介護保険制度における預貯金等の把握等に係る検討の場中間とりまとめについて

今後も必要に応じ、「長野市介護保険フレッシュ情報」を作成し、居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者・介護保険施設の皆さんに必要情報をお知らせしていく予定です。
業務を行うに当たり、ご不明な点などがありましたら、介護保険課まで電話またはＦＡＸ、Ｅメールでお気軽にお問い合わせください。

《 問い合わせ先 》長野市保健福祉部 介護保険課 給付担当
電　　話： 026-224-7871（直通）／ ＦＡＸ： 026-224-8694
Ｅメール： kaigo@city.nagano.lg.jp

FEEL NAGANO, BE NATURAL
この街で、わたしらしく生きる。長野市